

平成22年職員の給与に関する報告及び勧告の概要

《本年の給与勧告のポイント》

- ① 月例給の引下げ 職員給与が民間給与を上回るマイナス較差(△0.15%)を解消するため、給料の引下げ
 - ② 期末・勤勉手当(ボーナス)の引下げ △0.2月分(4.15月分 → 3.95月分)
- ・ 月例給とボーナスの同時引下げは2年連続
 - ・ 平均年間給与は9万3千円の減
 - ・ ボーナスの支給月数は政令指定都市移行後としては過去最低

1 職員及び民間給与実態調査

本委員会は、本市職員の給与と市内民間従業員の給与との精密な比較を行うため、本年4月現在におけるそれぞれの給与等の実態について調査を実施した。

※ 調査を実施した事業所 市内87事業所

(企業規模50人以上、事業所規模50人以上の337事業所から層化無作為抽出法により抽出)

2 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

事務・技術職の本市職員の給与(減額措置前)と市内民間従業員の給与を比較した結果、職員給与が民間給与を上回っていることが認められた。

民間給与(A)	職員給与(B)	較差	
		$((A)-(B)/(B)) \times 100$	(A)-(B)
415,690円	416,325円	△0.15%	(△635円)
	403,251円	3.08%	(12,439円)

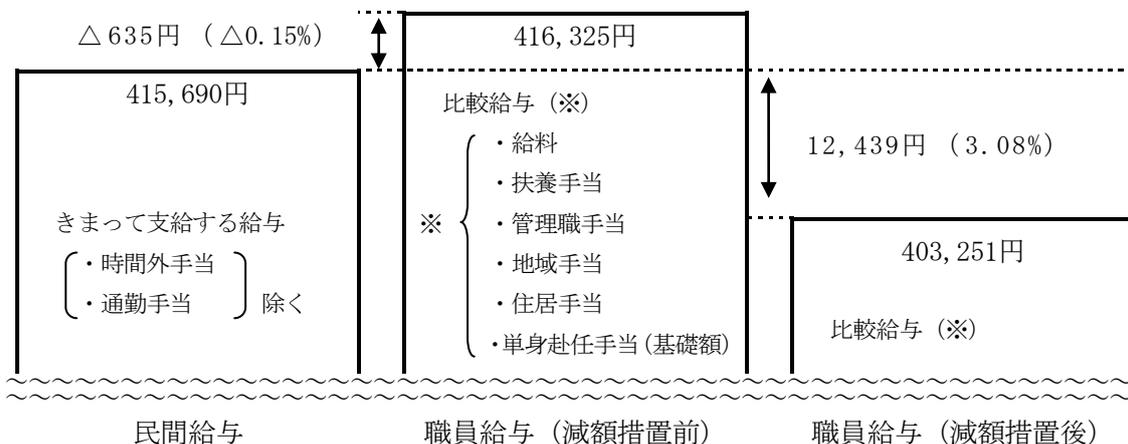
(参考)

(注) 本市職員については、平成20年4月から給料の減額措置が実施されている。

(「職員給与」及び「較差」欄の上段は減額措置前、下段は減額措置後)

上記職員(新卒者、保育士等を除く)の平均年齢は42歳5月、平均経年数は20年4月である。

(給与減額措置前後の職員給与と民間給与との較差)



(2) 特別給 (ボーナス)

昨年8月から本年7月までの1年間の市内民間従業員の支給実績 (支給割合) と職員の年間支給月数を比較した結果、職員支給月数が民間支給月数を上回っていることが認められた。

民間支給月数	職員支給月数	支給月数の差
3.97月	4.15月	△0.18月

3 給与改定の内容

(1) 月例給 民間給与との較差 (マイナス) の大きさ等を考慮し、給料表の改定により月例給を引下げ

- 行政職給料表 すべての級で引下げ改定 (平均改定率△0.2%) を行うが、初任給など若年層 (1級~3級の一部) は引下げを行わない
3級以上の高位号給は平均を若干上回る引下げ
1・2級は最高号給を切下げ
- 教育職給料表 千葉県における改定状況を考慮して措置
- その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に引下げ (医療職給料表 (1) を除く)

※ 給与構造改革の給料表水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても引下げ

(2) 期末・勤勉手当 民間の支給月数に見合うよう引下げ 4.15月分→3.95月分

一般職員		6月期	12月期
22年度	期末手当	1.25月 (支給済み)	1.35月 (現行1.5月)
	勤勉手当	0.7月 (支給済み)	0.65月 (現行0.7月)
23年度	期末手当	1.225月	1.375月
以降	勤勉手当	0.675月	0.675月

(3) 改定の実施時期等

- 公布日の属する月の翌月の初日 (公布日が月の初日であるときは、その日)
- 減額調整 (給料月額引下げ改定のあった者に限る)
本年4月からこの改定の実施の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消。
調整の実施に当たっては、慎重な判断を望む

(減額調整方法)

$$\boxed{\text{12月期 期末手当額}} - \left(\boxed{\text{4月 給与}} \times \boxed{\text{調整率 (\Delta 0.17\%) (注)}} \times \boxed{\text{本年4月から 改定実施日の 属する月の 前月までの月数}} + \boxed{\text{6月に支給 された 期末・勤勉 手当の額}} \times \boxed{\text{調整率 (\Delta 0.17\%) (注)}} \right)$$

(注) 行政職給料表職員全体の較差の合計額を引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員の給与月額の合計額で除して得た率

4 その他報告する事項

(1) 優秀な人材の確保

募集活動や試験の手法について引き続き研究を重ね、情報発信の充実、受験しやすい仕組みづくり、能力を的確に評価する試験方法の検討などに取り組み、受験動向や辞退動向に与える影響についても検証。任命権者においては、千葉市職員となるに当たっての心構えや使命感を醸成できるような働きかけのあり方について、検討することが必要

(2) 時代の要請に応じた人材の育成

新たな時代に応じて求められる各役職段階ごとの役割や能力・姿勢を、あるべき職員像として具体的に明示した上で、体系的かつ計画的な研修等を実施することが必要。職員一人ひとり、示された職員像の実現に向けて自ら努力することが大切

(3) 勤務実績の給与への反映の推進

新たな人事評価制度による査定昇給制度を一般職員にも速やかに導入することが必要。あわせて、これまでの運用状況を検証し、より職員のやる気につながる制度へと発展させることを望む

(4) 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

ア 時間外勤務の縮減

月60時間の時間外勤務の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務を含めることについて、国における措置を踏まえ、所要の措置を検討することが必要。「仕事ダイエット2010」に基づく取組を着実に実行し、過重労働を抑止することによる職員の健康保持を期待

イ 両立支援の推進

職員それぞれが担う役割や責任を果たし、仕事と生活の調和を図れる職場環境づくりが一層推進されることを期待

(5) 高齢期の雇用問題

人事院は本年中を目途に成案を得て立法措置のための意見の申出を行うこととしており、本市においても、国の動向を引き続き注視し、必要に応じて適切な対応を図ることが必要

(6) 女性の登用

政策決定の過程で女性の意見がより反映されるよう、女性の登用を積極的に推進していくことが必要

(7) 非常勤職員の勤務環境の整備

国においても勤務環境の整備の推進を図っており、今後の法改正や国の状況等を踏まえ、対応について検討することが必要

(8) 公務員倫理

職員一人ひとりにあっては、全体の奉仕者として、より高い倫理観を求められていることを強く自覚するとともに、自らの日々の行動を見つめ直し、市民から信頼される公務員を目指して職務に精励されることを望む。管理監督者にあっては、部下職員とのコミュニケーションを心がけ、風通しの良い職場環境の醸成に努めるとともに、自らが模範となり服務規律の確保に努めることを強く期待。任命権者にあっては、千葉市職員倫理条例の内容等について職員に周知徹底を図るなどの取組が必要

(参考)

(1) 勧告に基づく職員給与の試算

<平均給与等>

行政職	現行額	勧告実施後試算額	増減額
平均給与	410,506円	409,890円	△616円
平均年間給与	664万3千円	655万円	△9万3千円

- 注1 行政職給料表適用職員(消防職員を除く)
(4,533人、平均年齢42歳2月、平均経験年数20年4月)
- 2 平均給与は、給料、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(基礎額)の合計額
- 3 「平均年間給与」=平均給与×12+期末・勤勉手当(百の位を四捨五入)
- 4 減額措置前の額による試算

<所要額(勧告どおり実施された場合の試算額)>

行政職給料表適用職員(消防職員を除く)	△約4億2千万円
全職員	△約6億4千万円

- 注1 職員は、再任用、育児休業、派遣職員等を除く
- 2 減額措置前の額による試算

(2) モデル給与例

職務段階	年齢	家族構成	改定前年間給与	改定後年間給与	差引
係長	40	配偶者、子2人	6,797,500円	6,695,100円	△102,400円
課長	50	配偶者、子2人	9,597,100円	9,465,300円	△131,800円
局長	57	配偶者	11,797,500円	11,636,800円	△160,700円

- 注1 「月額」には、給料・扶養手当・管理職手当・地域手当を含む
- 2 「年間給与」=月額×12+期末・勤勉手当(十の位を四捨五入)
- 3 減額措置前の額による試算

(3) 最近の給与勧告等の状況

年	月例給		期末・勤勉手当(ボーナス)		平均年間給与	
	較差率	較差額	年間支給月数	対前年比増減	増減額	増減率
平成12年	0.10%	463円	4.75月	△0.2月	△8.3万円	△1.1%
平成13年	0.08%	358円	4.70月	△0.05月	△1.8万円	△0.2%
平成14年	△1.79%	△8,119円	4.65月	△0.05月	△15.8万円	△2.1%
平成15年	△1.05%	△4,663円	4.40月	△0.25月	△19.1万円	△2.6%
平成16年	0.01%	45円	4.40月	—	—	—
平成17年	△0.43%	△1,950円	4.45月	0.05月	△0.8万円	△0.1%
平成18年	△0.02%	△70円	4.45月	—	—	—
平成19年	0.05%	226円	4.50月	0.05月	2.6万円	0.4%
平成20年	0.02%	88円	4.50月	—	—	—
平成21年	△0.36%	△1,529円	4.15月	△0.35月	△17.4万円	△2.5%
平成22年	△0.15%	△635円	3.95月	△0.2月	△9.3万円	△1.4%

- 注1 平均年間給与は行政職給料表適用職員(消防職員を除く)
- 2 平成21年及び平成22年の平均年間給与は減額措置前の額による試算
- 3 他に平成17年の給与に関する報告により実施された平成18年度からの給与構造改革により給料表水準を平均4.7%引下げ